

【法改正】遊戯施設の定期検査報告における検査項目等の改正

1. 告示

令和8年国土交通省告示第443号

[公布] 令和8年3月31日 [施行] 令和8年4月1日

遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する告示

2. 改正内容

検査項目「9(4)電気設備：避雷設備」の検査事項、検査方法、判定基準の変更とこれに伴う検査結果表の変更

①検査結果表の変更点

<～R8.3>

番号	検査項目		検査結果				担当検査者番号
			(略)				
9	電気設備						
(4)	避雷設備	接地	基準抵抗値	10 Ω	Ω		

(注意)

㊦ 9(4)「避雷設備」の「接地」の「基準抵抗値」には、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。



<R8.4～>

番号	検査項目		検査結果				担当検査者番号
			(略)				
9	電気設備						
(4)	避雷設備	接地	種類(総合接地抵抗値・単独接地抵抗値) 設計図書等により確認した新設時の値 ( Ω ) 基準抵抗値 ( Ω )	Ω			

(注意)

㊦ 9(4)「避雷設備」の「接地」の「種類」には、設計図書等により確認した新設時の総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値の区分に該当するものを○で選択し、「設計図書等により確認した新設時の値」には、設計図書等により確認した新設時の当該○を選択した値を記入するとともに、「基準抵抗値」には、安全上支障ない抵抗値として、「設計図書等により確認した新設時の値」に記入した数値の2倍の値を記入してください。なお、10オームを基準抵抗値として検査を行った場合にあっては「10」と記入してください。また、右欄に検査で測定した総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値を記入してください。

②別表の変更点

9(4)電気設備：避雷設備

<～R8.3>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
避雷設備	避雷設備の総合接地抵抗	総合接地抵抗値を測定する。	総合接地抵抗値が10オームを超えていること。
	(略)	(略)	(略)



<R8.4～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
避雷設備	避雷設備の総合接地抵抗又は単独接地抵抗	総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値を測定する。	総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値が安全上支障がない抵抗値を超えていること。
	(略)	(略)	(略)